

改正特許法施行後のアカデミアにおける運用に関する調査

医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net)

1. 調査概要

- 調査対象 : 大学・国立研究開発法人（医学研究に取組む）
回答者所属機関数 : 15 機関
調査期間 : 2015 年 8 月～9 月
調査方法 : アンケート及びヒアリング
調査項目 : ○職務発明取扱規程等見直しの検討状況
○職務発明取扱規程の見直しの方向性・内容について
(1) 特許を受ける権利の帰属について
(2) 相当の利益の内容について
(3) 相当の利益の付与に関する手続について
(4) その他（自由記載）

2. 職務発明取扱規程の見直しの方向性・内容について

(1) 「特許を受ける権利の帰属」について規則改正の必要性

改正する必要がある	改正する必要なし	未検討
3	9	3

1) 「改正する必要がある」を選択した理由（一部抜粋）

- ①知的財産管理上のメリット（研究者による職務発明の個人出願等を防止できる。）
②権利毎に機関帰属、研究者帰属と分別できるのであれば、企業との共同研究・複数機関が参加するプロジェクト研究等については、使用者帰属とすることを検討したい。この点今後策定される指針を参考にしたい。

2) 「改正する必要なし」を選択した理由（一部抜粋）

- ①大学の発明は教職員の自由な発想から生まれることが多いので、原始的に個人帰属のままが現状に沿っているように思う。
②大学教員（研究者）への配慮。大学教員のインセンティブを維持する必要がある。大学教員(研究者)は、大学の発意によって研究をしているわけではなく、自分が取得した競争的資金により自分のアイデアをもとに研究を進めている。
③大学が全ての発明を承継するとは限らない。大学が出願しない発明の取扱が煩雑になる。
④大学が出願せず、研究者が自ら出願を希望する場合、大学として「権利」を無償で譲渡

することに問題がないか?という疑問も生じる。

- ⑤研究者帰属、機関帰属とする発明（共同研究の成果等）を混在させる場合、明確な基準や確認体制の整備がないと権利帰属が不安定になってしまう。
- ⑥機関帰属とする発明についても、権利確認書の提出を求める必要があり、手続きが煩雑になる。
- ⑦機関帰属とする発明について、研究開始前から大学と研究者間で合意をし、発表をマネジメントする必要が生じる。

(2)「相当の利益」の内容について

改正する必要がある	改正する必要なし	未検討
6	7	2

1)「改正する必要がある」を選択した理由（一部抜粋）

- ①現在の金銭補償を見直す良い機会と考えている。
- ②発明者への対価が高すぎる、算定基準も不明確。
一方で、臨床研究の推進など、実用化に向けた法人の創造的な負担は大きい。
- ③相当の利益を付与するタイミングを見直したい（届出時・出願時・登録時・実施時）。
- ④現在でも登録・補償金の他に、人事評価において特許出願・登録を考慮しているため。
- ⑤人事評価も検討したいが、活用されてこその特許なので、活用時に限定する等の対応が必要と考えている。

2)「改正する必要なし」を選択した理由（一部抜粋）

- ①現行通りで、大学の発明者へは十分相当の利益が支払われていると考えている。
*多数（企業より優遇されている）
- ②大学として、金銭以外に「相当の利益」を発明者に与えることはあまり現実的ではない。（人事評価項目に加えることも考えられるが、大学教員は異動が多く、異動先で同様の人事評価項目が適用されるかは極めて疑問である。）
- ③発明者の退職時に一括で付与する方法も考えられるが、実施補償金については実施如何によっては発明者の不利益になると考えられるので、現行のままで良い。

(3)「相当の利益」の付与に関する手続について
「見直しの必要性」についての回答（一部抜粋）

1)協議について

- ①協議の在り方が従前の方法で適正か、指針を踏まえ検討したい。
- ②現行では協議を行わずに決定しているので、見直したい。

現行制度における【協議について】

- ①現行の補償金細則は「労務規程改正等と同様に過半数代表者との協議意見聴取」の手順を踏んで策定した。
- ②教授会や教育評議会（執行部）等の一定の審議の場を協議とした。
- ③不実施・不明（ルール化されていない）＊多数

2)開示について

- ①開示の在り方が従前の方法で適正か、指針を踏まえ検討したい。

現行制度における【開示について】

- ①学内イントラネット、HP またはメールで発信 ＊多数
- ②セミナーで周知

3)意見の聴取

- ①意見の聴取の在り方が従前の方法で適正か、指針を踏まえ検討したい。
- ②現行では意見聴取を行っていないので、見直したい。
- ③異議申し立て制度がないので見直す予定。

現行制度における【意見の聴取について】

- ①意見聴取を行っていない（規則に相当対価計算式が明記されている為）＊多数
- ②代表研究者のみ実施